

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

2025-12-19 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第3回）

10時00分～11時56分

○秋田座長 皆様、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第3回「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回も対面、オンラインのハイブリッドでの開催となっております。

本日の検討会は、お手元のタブレットによりますペーパーレスでの開催となっております。操作方法について御不明な点がある場合は、事務局までお尋ねください。

それでは、事務局から本日の構成員の皆様の御出席状況と議事の確認をお願いいたします。

○平山補佐 事務局でございます。

本日は御参集いただき、誠にありがとうございます。

本日の構成員の御出席状況でございますが、首長構成員、竹原構成員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、赤坂構成員の代理として、中陳様に御出席いただいております。

オンラインにて御参加いただいている構成員につきましては、王寺構成員、伊藤構成員、菊地構成員、北川構成員、森川構成員になります。

他の構成員におかれましては、対面での御参加となっております。

なお、森川構成員につきましては、後ほど御参加されます。

続きまして、事務局側の出席者でございますが、時間の関係上、お配りしております座席表で御確認いただければと存じます。

また、中村成育局長と竹林審議官は、公務のため、遅れての出席となります。

また、本日の議事に関しましては、次第に記載のとおりでございます。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、マスコミの方の頭撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

（報道関係者退室）

○秋田座長 それでは、議事に移ります。

事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○栗原課長 委員の皆様、おはようございます。

保育政策課長でございます。

私から、資料6までございますが、御説明させていただきます。

資料2と資料4が、大変恐縮ですが、本日、差し込みをさせていただいた新しい資料に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

なりますので、重点を置きながら。

あと、取りまとめということで、取りまとめもポイントを置きながら御説明させていただきます。

まず、資料1でございますが、今年度の実施状況ということで、3ページを御覧いただければと思いますが、たしか「259自治体」とこれまでデータがあったと思いますが、12月直近の時点で、252自治体が今年度実施していただくと。こういう時期ですので、大部分の自治体が既に開始されているということでございます。

資料2を御覧いただければと思います。

これは、今日の新しい資料ですが、自治体の準備状況。

前回、To Doリストみたいなものをつくって、1,741の自治体の今のステータスをしっかりと確認しながら伴走的支援をしていくと御説明させていただきました。

今、毎月その状況を取っております、御覧いただければと思いますが「ポイント」に書いておりますとおり、大体「条例制定」がまず必要だということで、これは議会の関係もございまして、案を早急につくって、できれば12月議会に策定していただくと、認可・確認の手続きがスムーズに進むと考えておまして、今のところ、大体8割超の自治体が既に骨子案を作成して、年内に条例制定される見込みとなっております。

もう一つ重要なのが、施設を確保していくということで、事業者の皆様にご説明していただいて、手を挙げていただく、あるいはお願いしていくところを自治体にも取り組んでいただいているところですが、8割の自治体で、1以上の実施施設の確保を完了と。やっていたところが見つかるという状況でございます。

もう一つ重要なのが「総合支援システム」でございます。

これは、今年度から動かしておりますが、来年度からは広域利用も可能になるということで、利用管理の関係からも、総合支援システムを使っていただくことがほぼマストと考えておまして、ここの部分の意思表示をしっかりといただいているところが7割超ということで、自治体さんも様々な事情があると思いますので、この段になりますと、それぞれのポイントについて、個別にどういう状況にあるか、より丁寧に確認して、課題を解消していくような取組を我々も伴走的にやっていきたいと考えております。

続きまして、資料3でございます。

研修につきましては、前回、御議論をたくさんいただきました。

めくっていただいて、1ページが、研修の全体像になりまして、新コースを設定することで、この新コースの中身、あるいはこのコースというよりも、関わる全ての皆様に使っていただけるような研修素材をつくっていくことを今、調査研究でやっております。

2ページが、今、調査研究の中間で、シラバス案ができておまして、こういう内容でやるということで、先日、実際にこのシラバス案というか、この項目で丸1日かけて研修

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

を実施していただいて、なかなかこのように全体を知る機会もなくてということで、大変好評だったと聞いております。

3ページ以降で、前回は御議論いただいた中に、御指摘いただきましたが、単に座学と演習をやるだけではなくて、チェックみたいなものをしっかりとやったほうがいいということで、確認テストのようなものも作っていくということで、今、調査研究を進めていただいております。

これは、完全に今時点の案ということで、この中身をどう変えていくかということがありますが、3ページにあるような問い立てがあって、マル・バツをやっていく中で、解説がつけられて確認できると。こういうものを作っていくということで進めております。

資料4が、また新しいものでございます。

これは、昨年度の検討会では、最後の検討会で、今はお話しできませんが、と、もにもよっていたものが、今回は調整がつかまして、今日、ここで入れさせていただくことができました。

「基本分単価」につかましては、令和6年度が850円。

令和7年度、今は0歳児が1,300円で、一番高いところとなっておりますが、来年度からの公定価格におきましては、0歳児を1,700円、1～2歳児は1つにしてしまつて、1,400円ということで、引上げを図らせていただく方針でございます。

利用料の標準は300円ということで、このままということにさせていただいた上で、加算をたくさん設けさせていただきました。

障害児加算と医療的ケア児加算、要支援のこども加算は、今も既にありますが、障害児加算は現行400円ですが、単価を引き上げさせていただいております。

医療的ケア児は、今、2,400円ということで、これも引上げということでございます。

加算につかましては、4以降で書かせていただいております。

たくさん御意見をいただきました、事前面談から初回につながる部分を「初回対応加算」ということで、事前面談をしっかりとやっていただいた上で、初回にしっかりとフィードバックを行っていただくのを組み合わせて、この単価で加算ということにさせていただきたいと考えております。

5は、今は予算でさせていただいている部分かなと思いますが、利用料の補助、所得の低い方への利用料の補助でございまして、今回、各事業所で利用料を設定してやるということですが、一定の生活保護世帯等に減免を行った場合に加算していく形を公定価格の中に入れさせていただくことにしております。

同じように「6 賃借料加算」でございます。

これも、今は予算で外づけでやっていると承知しておりますが、ここも実際の賃借料以上にお金が入る仕組みにはしないということでございますが、1時間当たり単価200円ということで、賃借料の具体的な額に行くまではこの加算がつくという形で設定させていた

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

だいております。

「7 特別地域加算」でございます。

基本的に公定価格につきましては、地域の実情を踏まえて設定することになっておりまして、その関係で、特別地域加算ということで、離島や山村地域等の一定の地域については、様々な事情があるということで、単価にこの加算をつけさせていただきたいと考えております。

なお、保育本体にあります地域区分については、誰でも通園制度の公定価格には入れないことにしております。

最後でございます。

これも前回、御議論をたくさんいただきました「保護者支援面談加算」を新しくつくらせていただきたいと思いますと考えております。

初回対応加算でしっかりと御家族の方と対話していただく部分がございますが、その後も、今、様々な取組を事業者さんも行っていただいていると承知しておりまして、しっかりとこども誰でも通園制度をやっていく中で、保護者と面談の機会を設けて、子育ての助言などを行っていただいた場合に加算を設ける。月1回程度と考えておりますが、この加算を新設したいと考えております。

全体として、こういう形で、また皆さんの御意見をいただければと思いますが、しっかりとした運営ができるように、あるいはしっかりと取組の中身につながるような形で公定価格を組ませていただきましたので、御報告ということでございます。

資料5-1と資料5-2でございます。

手引につきましては、既に現行のものがございますが、これについても常に改善を図っていくということ。

それから、仕組みが大きく変わりますので、そういうところの見直しをさせていただいております。

資料5-1は、現行の手引からの見え消しとなっておりますので、御参照いただければと思いますが、資料5-2につきまして、ポイントを書かせていただいております。

先ほど申し上げたとおり、大きく仕組みが変わりますということで、給付の仕組みになりまして、確認といったことも入ってきますので、そういう手続面での記載の変更を様々行っております。

それから、総合支援システムについて、以前から記載もありましたが、基本的にこれを活用していただくことを原則とした記載ぶりに修正させていただいております。

それから、今年の春の通常国会で児童福祉法の改正がありまして、保育所等で虐待が起きた場合の通報義務、自治体の対応の義務が法定化されておりまして、10月から施行されておりますが、この中にこども誰でも通園制度も入っておりまして、その関係の記載も充実させていただいているところでございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

また、優先利用枠の設定や、満3歳到達児の受皿の確保に関する記載も様々御議論、また、我々のほうでも検討を進めておりまして、そういった中身も入れさせていただいております。

その他、所要の改正をさせていただいております、これにつきましては、引き続き、皆様からまた御意見いただきたいと思っておりますし、自治体にも見ていただいた上で、年度末までには改訂版を出して、来年度、しっかりと使っていただくということにしたいと考えております。

資料6でございます。

資料6-1、資料6-2で、今回の検討会の取りまとめ案ということで整理させていただいております。これまでの御議論全体を整理させていただいたものになっております。

資料6-1で少し御説明させていただきたいと思っております。

2ページ目ですが、検討の背景は、これまでの経緯を書かせていただいております。

3ページ目から、まず今年度議論いただいて、来年度の制度の在り方ということで記載させていただいております。

まず、3ページは、利用可能時間について書かせていただいております、4ページの上に、来年度は、引き続き月10時間とすることが適当。

それから、その下の○に、自治体ごとに経過措置ということで、それより短い時間を定めるとあります。

ただ、短いといっても、下限を決めるところがありますので、ここは利用可能時間を3～10時間未満の範囲内で設定可能とさせていただきます。

4ページの下から「公定価格・利用料について」とありまして、5ページの中段辺りに、単価プラス加算という構造でやっていくと。

それから、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう、設定すべきということ。

あるいは加算について、利用料についても書かせていただいております。

6ページからは、前回、たくさん御議論いただきました研修について記載させていただいております。

7ページの下は、事前に皆様にお送りさせていただいたものから少し追記させていただいております。

子育て支援研修全体についても、複層化しておりますので、これをしっかりと見直していくべきという御意見もいただきましたので、ここを追記させていただいております。

8ページですが、手引と総合支援システムについて書かせていただいております。

9ページ以降で、その先の「中長期的な課題について」ということで書かせていただいております。

1つ目「利用可能時間の見直しについて」でございますが、これは検討会でもたくさん

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

御議論いただきましたが、来年度は制度を実施というところもありまして、まずは10時間でという御意見をいただいておりますが、その先ということで、しっかりと効果を検証しながらどうしていくか、検討すべきという御意見。これが主の御意見だったと思いますので、そういった旨を記載させていただいております。

検討を行う際の留意点についても、ポツで目出しをさせていただいているところがございます。

10ページですが、2つ目に、公定価格の見直しということで、来年度のものは、今、お示しさせていただきましたが、その先は変えないのかという話は当然ございますので、ここについて書かせていただいております。

3番目が、対象者についてでございます。

これは今、0歳6か月から満3歳未満ということで、これも昨年度の検討会から引き続き、0歳6か月の手前の部分と、満3歳未満の先の部分について、それぞれ御意見をいただいておりますので、ここについて記載させていただいております。

0歳6か月までは、生まれたてすぐの虐待問題ということもありますので、こういったことに対応することを踏まえると、何か考えるべきではないかという話。

それから、満3歳の先というところになりますと、幼稚園に入れる制度にはなっておりますが、現実に受皿があるのかという話もありますので、ここの接続の部分も含めて、満3歳未満をどう考えるかということも御意見いただいておりますので、それについて検討を進めることが考えられるとさせていただいております。

11ページの4つ目ということで、制度全体の効果検証。

今まで申し上げたようなそれぞれのパーツ、それぞれの課題にも関わりますが、全体の効果検証についてしっかりと進めていくべきと記載させていただいております。

皆様に事前にお送りさせていただいたバージョンから、4の3つ目の○に、少し文言を付け加えさせていただいております。

3行目の後ろの辺りですが「制度を利用したこどもの状況等への影響」をしっかりと見るべきだということで、ここの文言も記載させていただいております。

資料6-1、資料6-2は、この検討会のまとめということで、案として出させていただきましたので、ここは御議論いただければと考えております。

あとは、参考資料になりますが、1つだけ。

参考資料1を御覧いただければと思います。

これも、この検討会で御意見をいただいたものかと思っておりますが、自治体、現場の事業者さんからも様々なお話がある中で、こども誰でも通園制度と一時預かりを一緒に実施できないかという御意見をいただいております。

ここに対応するという意味で、こども誰でも通園制度の一般型の事業所が、一時預かりを空き定員でできると。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

一時預かりは余裕活用型がありますので、それを組み合わせてできるという形での法令的な対応も進めさせていただいておりますので、多様な形で、事業者さんの無理のない形でと言うと変ですが、様々ありますので、そういう形でできるような措置を取ることを進めさせていただいております。

資料の説明は以上となります。

参考資料は、今までの御意見、この検討会と子ども・子育て支援等分科会の御意見、今回に関する構成員の皆様のお提出資料も入れさせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田座長 栗原課長、御説明をどうもありがとうございました。

それでは、皆様の時間も限られておりますので、できましたら、お一人3～4分程度で御発言をいただきたいと思っております。

事前に皆様から資料を御提出いただいたものについては、先ほども御説明がございました参考資料3にまとめておりますので、ぜひ御発言の中で御紹介いただければと思います。

発言のルールとして、挙手をする代わりに、名札を立てたいと思っております。順番に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、オンライン参加の方は、チャット機能の挙手からお願いいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今から自由に御発言を皆様からいただけたらと思っております。

ありがとうございます。

まず、万井構成員からお願いいたします。

○万井構成員 おはようございます。

高槻の万井でございます。

資料を提出させていただいて、確認と何点か要望をさせていただく形でお願いたします。

参考資料3の最後になるのですが、まず、確認事項で、これはもう一度なのですが、この制度は、オンラインで認証をやるのですが、これはオンラインでやるということで、紙での認定書の交付はないと、改めて確認させていただきたい。

それから、もし何らかの都合で、紙の交付をせざるを得ない対象者が出てきたときに、今の本制度、いわゆる教育・保育給付の認定制度では、認定の通知書という形で、認定証みたいに、変更が起こった場合に、必ず返してもらわなければいけないというシステムになっていなくて、通知書を出しているのです、変更があったとしても、その認定証を回収するという作業が要らないのです。

そのように通知という形で規定されているのですが、今回の制度にはそれがなくて、もし紙で交付した場合については、必ず回収しなければいけないようなスキームになってい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

まして、何らか改善できないのかなど。これは要望になります。

それから、この加算システムにも出てきたのですが、要支援家庭児の加算とか、多分、障害児の加算もそうだと思うのですが、多分、今のシステムの中で、保護者も、私の家庭が要支援家庭であると見られる状態になっている。

特に市町村の支援台帳、いわゆる要対協が持っている台帳に載っている家庭について、御本人さんが知らないケースがある。

もしくは障害のほうで、私のこどもは障害を持っていると認識していない御家庭がある中で、この加算を得るためには、保護者が、私のところは要支援ですとか、私のところは障害ですみたいな申請があつて、初めてできるようなものなのかどうかというのが課題ではないかと考えているので、こども家庭庁さんのほうでどのような認識を持たれているか、お答えいただきたい。

3番目に、もし公立で実施する場合については、わざわざその給付額を歳出予算で組まなくても、歳入予算だけでやっていいのかどうか。

いわゆる給付費として、今、実は本体制度では支出をやっていないのですが、公立に通っているこどもたちに、公立から公立へ、いわゆる市町から市町へ支出するという行為はやっていないのですが、それでいいのかどうか、確認したい。

4番については、いわゆる利用者が引っ越しとか、何らか変更が生じた場合、市へ書類の提出が必要と規定されている一方「事項を証する書類は市が公簿等で確認できる場合は省略できる」とも規定されていると。

特に市外への転出とか保育所等の利用開始について、今までは保育所を利用していなかった人だったのですが、利用し出した人が出てきたときに、私は利用しましたとかみたいな申請が要るのかどうかという部分でいうと、市町村で把握できる部分は、市町村で勝手に取り消したりすることができるのかどうか、確認したい。

5番は、書いてあるとおりなので、最後の私が今日言いたいなと思っているのは、満3歳以降の受入れの課題と懸念というか、私が知っている限り、満3歳児は、大体幼稚園で満3歳になったら満3歳児クラスをつくって、実際の3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスとは別の部屋でやるのが一般的なのかなと思っています。

最後のページに書かせてもらった、学年制度の考え方として、0歳児クラスは、年度途中で必ず1歳になります。

1歳児クラスは、年度途中で2歳になります。

2歳児クラスは、年度途中で3歳になる。

3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスもあるのですが、いわゆるこども誰でも通園制度の対象は0歳6か月から、いわゆる0歳児クラスと満1歳児クラスがここに規定されていて、1歳児クラスの後半というか、5月生まれだったら、かなり長いことあるのですが、2歳児として学年がまたがっている状態で、なおかつ、満3歳になったら対象外に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

なると。

この対象外のこどもたちの受皿を確保するために、幼稚園制度でいう満3歳児クラスは、実質2歳児クラスのこどもなのだけれども、ここに入れていこうという考え方を持っていると。

これを進めていくに当たって、当然、幼稚園だけでなしに、幼稚園以外の認定こども園さんとか、保育所由来は、部屋がいっぱいなので、なかなかそういう満3歳児クラスをつくりにくいところはあるのですが、認定こども園制度になったとき、書かせてもらっているように、今まで1号認定のこどもの満3歳児クラスをつくったら、いわゆる2歳児クラスが1号認定になって、1つの部屋におけるわけなのですが、大阪の高槻の水谷先生に投げかけたのですが、幼保連携型認定こども園は、0歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラスと上がってきたときに、2歳児クラスの年度途中で2号認定に変わるのです。

でも、給付単価は、いわゆる3号認定のままで来るのですが、そうすると、幼保連携型認定こども園の理念としては、1号のこどもと2号のこどもについては、いわゆる保育の必要性にかかわらず、同じクラスで学級編制をして教育課程をやることになるのですが、それでは、2歳児クラスはどうするのですかと。

3号認定、いわゆる保育所部分で上がってきた子も、ここで2号になっています、入ってきた1号のこどもと同じクラスをつくるのですか、学級編制するのですか、その考え方はどうなっているのですか。これは、多分、大きいところでやっているところで、昔からこの新制度の課題の一個ではあったのです。

なおかつ、満3歳児クラスは、いわゆる2歳児クラスなのですが、保育料の無償化の対象になったのです。

でも、いわゆる3号認定の2歳児クラスの保育認定のこどもが2号になると、3歳児クラスに上がるまでは応能負担なのです。所得に応じた保育料の負担になる。

一緒のクラスで、いわゆる学級編制した上で教育課程を組んだら、払うお金が違うこどもたちがいるような状態になっている部分でいうと、僕はずっと主張しているのですが、こういうものが整理されるまでについては、できたら2歳児クラス、いわゆる満3歳になった学年度末まで学年制で、誰通の給付対象にしてほしいとずっと主張させてもらっていたのですが、この辺の整理はしていただきたい。

いわゆる満3歳児クラスを推進しようとしてくると、こういう今まで曖昧にしていた満3歳児クラスの考え方をどうしていくのか。

いわゆる下の2号のこどもは、教育課程を編成しないのです。ところが、満3歳児クラスは教育課程をやると。

保育認定のこどもは教育課程をやらずにとか、また昔よくあった議論が出てこないかという懸念を持っていまして、この辺は投げかけで、今後、検討していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

○秋田座長 ありがとうございます。

一問一答はしないのですが、確認事項が多かったので、一回、事務局のほうでお答えいただけたらと思います。

○栗原課長 ありがとうございます。

ここでお答えするような話なのかというものも幾つかあると思いますので、むしろ自治体向けにしっかりとQ&Aなどでお示しさせていただきたいと思いますが、簡単にお答えさせていただくと、認定証につきましては、今、基本的にシステムの中で全部できる。紙でわざわざ別に出さなくてもいいという仕組みを設けておりますし、法令的にも手当てしているところでございます。

ただ、事情があって、紙で出さなくてはいけない場合に、どういう事務処理の手続を簡素化できるかというのは、様々御意見いただきながら考えていきたいと思っております。

2つ目の要支援家庭は、大きな課題で、ほかの委員の方からも事前に問題提起をいただいているところでございます。

一つ申し上げると、加算に関しては、個人情報との関係で、今回、広域利用ということで、さっき少しありましたが、システム上では、その加算がついているかどうか、利用する際に園のほうで見られるようになってしまいますので、御本人が認識していない加算がついていた場合に、その認識していない部分が先に伝わってしまうという大きな課題がございます。加算等の関係では、御本人にお伝えするところが必要になるのではないかと考えております。

そういう意味では、必ず御本人にお伝えしないという話でもなくて、対象であることをお互いが知った上で、丁寧に対応していくというやり方、あと、例えば要支援家庭ですと、サポートプランを組んで、サポートプランを基本的には御家族にしっかりとお示ししながら一緒にやっていくところでございますので、そういったところにはまず対応できるものと考えています。あとは御家族に伝えない形の場合に、どういう対応を取るか。

加算とは別に申しますと、こども誰でも通園制度ができて、一つのメリットだと我々も言わせていただいておりますが、そういう方がどのように社会とつながって、この制度を利用していか、どれぐらい利用しているかというところは、逆に自治体のほうでしっかりと把握ができますので、加算の話は少し置いておいて、そういうところでこの制度をしっかりと使っていただくところは、まず進めさせていただきたいと思っております。

3番の公立の話や、4番の認定の話は、事務的に整理させていただいて、必要に応じて自治体に示させていただきたいと思っておりますし、5番は、こども誰でも通園制度も、保育とほぼ一体的にやる事業者さんも多いとは言いながらも、制度は全く別のものですので、区分するところは区分しながら、連結させられるところは連結させて対応できるようなことを考えていければと思っております。

最後に問題提起いただきました、満3歳児の部分は、これまでいただいた部分からさら

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

により現場の深いところ、法令解釈の深いところを今お話しいただいたと思っております。

いずれにしても、こども誰でも通園制度は、法律上は満3歳未満ということになっておりまして、今回の報告書案の中にも、この検討会で御意見いただいたようなところを書かせていただいております。年齢をどうするかというところもありますし、そこまでの間は、お話にも少し出ていた、まず、幼稚園の満3歳児クラスが主要な受皿になるという御議論もありますので、そういう必要なところでしっかりと対応しながら、この先、誰でも通園制度をどう発展させていくかという議論につなげていただければと思っております。

ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。

オンラインで、伊藤構成員、続いて王寺構成員にお願いしたいと思います。

それでは、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

今回、いろいろと加算をつけていただいて、少し単価が上がったということで、本当にありがとうございます。

しかし、これで実際、運営がどうだったのか、効果検証をしっかりとしていくということでしたので、本当にその辺をしっかりと行って、実際はどうか、検証していただけたらと思います。

それと、先ほどの加算の件なのですが、一時預かりなどしていても、減免対象になるか、ならないか、資料を出すか、出さないかは、結構面倒くさいことがございます。

今回は認定ということなので、そっちは自動でいけるのだと思うのですが、できるだけ簡単な制度、仕組みというか、こちら側にとって簡単な仕組みにしていきたいということがあります。

あと、これは要望なのですが、自治体によっては一般型しか認めないと宣言している自治体もあるとかいう声も聞いています。

もちろん、定員を確保するために、いろいろとあるのだと思いますが、その辺をしっかりと自治体にも言っていただきたいと思います。

それと、一つ気づいたのですが、12月からこども性暴力防止法が実際に始まります。

誰通も対象になっていると思うのですが、もちろん、保育園、幼稚園からやる方はいいいのですが、一般の方で始められる方などにも、その辺りの記載をしておけば、こども性暴力防止法において犯歴ありに該当される人あるいは、今後その可能性がある人が4月から入ってこないような感じになるのかなと思いました。

どちらにせよ、これからもいろいろなところでこの制度を進めていきたいと思っております。ですが、まだまだ保育園、幼稚園の中には、この制度の趣旨が分かっていなくて、結構ひどく言われることもあるので、ぜひみんなでその辺を広めていきたいと思っておりますので、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

よろしく願いいたします。

以上です。

○秋田座長 伊藤構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、王寺構成員、その後、北川構成員にお願いしようと思います。お願いします。

○王寺構成員 ありがとうございます。

全国認定こども園協会の王寺でございます。

意見書を提出しておりますので、御覧いただければと思っております。

まず、私は、誰でも通園制度をモデル事業からやっております、その成果といいますか、私はすごくいい事業だと思っております。

それは、社会全体でこどもを支え合う、また、誰一人取り残さないという意味でも、とてもいい制度だと思っているので、全国的に広がってほしいなと思いながら、いろいろなところで、先ほど伊藤構成員が言われたように、ひどく言われているところでございますが、これは必要であると言っていこうと考えております。

ただ、いい制度なのですが、先ほど事業実施の留意点などを見てみますと、安心・安全、こどもの命を守るのが大前提でありますので、そういう意味で、特に乳児が新しいところに来ることには、かなりのストレスがかかっていると、小児医療学会、並びに小児の先生もおっしゃっているように、SIDSについて、原因はまだ明確に示されていないのですが、こどものストレスに大きく原因があるのではないかという意見などもありますので、ここは安心・安全と、仕様書の中にきちんとガイドラインをお示ししていただくべきではないかと思っております。

今回、見てみますと、1行ばらっと書いてあるぐらいでしたので、安心・安全あつての誰でも通園制度だと考えておりますので、まずは、そこをしっかりとお示ししていただきたいということです。

それから、先ほど栗原課長の御説明は、いろいろと検討していただきましたことに対して、大変ありがたいと思っております。

ただ、各地域で様々な問題、例えば対象のこどもの数も違いますし、保育者の人材確保、また、地域では、市町の財源も違っているというように、いろいろな課題がまだまだ残されているところでございます。

今後、検証していただくということでもありますので、そういう意味で、全国統一的な見解ではなく、地域における様々な課題についてもバージョンアップしていただきたいと思っております。

システムについても、いろいろな形で地域では異なる課題などが見られておりますので、そういう細かいところにも御配慮いただきながら、バージョンアップしていただきたいと思っております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

最後に、私は、この制度を絶対にもっと広げていくべきであると感じている一人であるのですが、誰でも通園制度のみならず、先ほどガイドライン、保育所指針並びに要領などが、それぞれの所管によって分断されているのではないかと気づくところがございます。

こども家庭庁が創設されたのは、こどものことを一つのところでということで作られたと感じております。

ですから、いろいろなガイドライン、また、誰でも通園制度だけではなくて、様々な保育施設へ、様々なこどもたちが通園、または入園していくことを考えていくときに、こどもの成長は、一つ一つの施設によって違うわけではなく、こどもの成長は皆等しいと考えたと、こども家庭庁の中で、様々な保育施設を一つにまとめたガイドラインや運営規制、または指針や要領などをまとめていただければいいなと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田座長 王寺構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、北川構成員、よろしくお願いいたします。

○北川構成員 ありがとうございます。

社会福祉法人麦の子会の北川です。

私どもの法人は、企業主導型の保育園とともに、児童発達支援センターや児童発達支援事業に主に取り組んでいて、障害のあるこどもや社会的養護の必要なこどもとその家族の支援を中心に行っています。

その立場から申し上げますと、先ほど王寺委員もおっしゃったように、こども基本法の理念である、全てのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこととか、この政策全体を総合的に、かつ、強力で推進していくために、包括的な基本法であると位置づけられている点が、こども誰でも通園制度と深く重なると思います。

この制度は、制度の壁を超えて、障害児施策に関わる私たちの立場も含めて一体的に取り組むことが可能となった点では、非常に画期的な制度であると私は受け止めています。障害のあるこどもの通う園に障害のないこどもも通うことができる仕組みであるということは、インクルーシブな社会の実現という観点において、大変意義深く、心からうれしく思っております。

私どものところでは、具体的に月曜日から金曜日まで御利用があつて、その時々、皆さん本当に利用してよかったと笑顔で帰られます。

それから、こどもたちも、最初、泣いていたこどもが、回を重ねるごとに笑顔が増えて、表情がよくなっている姿に、保育士もやりがいを感じていると言っております。

本当にこの制度ができてよかったと私は思っております。

やはり発達心配なお子さんもおまして、その場合は、丁寧に親御さんとお話しして、ドクターというか、医療につなげたお子さんもいらっしゃいます。そのままこども誰でも通園は使ってくださいしています。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

1歳半前から親子がサポートされるという点においては、この制度はすごくよい制度だと実感しております。

あと、加算に関してですが、たくさん加算をつけてもらったり、価格を上げていただく努力をしていただいて、本当にありがとうございます。

特にこどもを支えるためには、家族を支えていかなければいけないので、初回の面談とか保護者支援の面談の加算ができたことは、本当によかったことだと思います。

次に、課題ですが、中長期的なところにもありましたが、親御さんからは利用時間をもっと増やしてほしいという声はまだあります。

あと、対象年齢ですが、毎回申しておりますが、一番大変な時期、外に出て、安全になりましたら、保育園などに行って、保育士さんとお話ししたり、子育ての学びにもなりますし、虐待予防にもつながるので、できれば産休明けと同じように、2か月ぐらいからできたらいいと思っております。

あと、効果検証は、経済的などところも大事ですが、利用した親御さんにとってどうだったのか、こどもにとって、安全面とか含めてどうだったのか、アタッチメントの形成にどう影響したのかも含めて効果検証ができればいいのではないかと思います。

最後なのですが、研修についてなのですが、今、障害児のほうも、全職員が研修できる仕組みを用意していますが、こども誰通の研修の量の多さに私もびっくりしています。

シラバス等、いろいろなことに関わった先生方もいらっしゃると思いますが、ありがとうございました。

障害児の場合、これは全国で行いますが、オンライン配信は国で行って、講師は、どうしてもあの先生、この先生とカラーが出がちになるので、講師は何とAIがやることになりました。

保育は保育の考え方があると思いますが、参考事例としてお話ししました。

私からは以上です。

ありがとうございました。

○秋田座長 北川構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、水嶋構成員、その後、秋谷構成員と御発言いただきたいと思えます。

水嶋構成員、お願いいたします。

○水嶋構成員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

この制度の本格実施に向け、今日まで御尽力いただいた構成員の皆様、こども家庭庁の皆様、関係者の方々に心より御礼申し上げます。

本日の検討会では、実施に当たって、簡潔に3点、あと、手引についても3点申し上げます。

まず、実施に関してですが、1つ目は、この制度が広く知られ、目的である全てのこど

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

もの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するためにも、誰でも、どこでも安心して利用できるように、地域や施設による大きな違いや差がないように実施されることを願います。

2点目、引き続き周知を図ること。

この制度は、こどもとその家庭保育関係者だけのことではなくて、こどもまんなか社会、社会全体で全てのこどもの育ちを応援していくためにも、全ての人を知って、理解して、応援していくことにつながってほしいと願っています。

また、制度の対象となるこども、子育て家庭が抜け落ちることなく、この制度を知ること重要だと思うので、母子保健の包括的支援と関係し、出産後の子育て支援の一つとして、案内を早くしていただきたいということです。

利用を始める時期は、そのこどもや御家庭の状況によるところですが、利用し始めたらすぐに3歳になってしまったということもあり得るので、制度が効果的に利用されるために、早めに知らせていくことは必要だと思います。

3番目に、効果的な利用を支援すること。

手引にもありますが、関係機関と連携した支援は、市町村にお願いすることですが、認定の申請をしない人、利用しようとしていない人、利用はしているけれども、施設を転々として、こどもを預けることだけになっている人など、制度の目的に沿った効果的な利用がされるように、支援をお願いしたいと思います。

効果検証については、先ほどの委員の方がおっしゃったとおりだと思っております。

次に、これは手引のことなのですが、手引の中の文言のようなもので、気になった点なので、確認していただきたかったことなのですが、13ページの余裕活用型の説明の2行目の「一年を通じて空きがある事業所」は、あまり喜ばしくない表現だと思ひまして、例えば「一年を通じて空きが想定されている事業所」とかにしていただきたいと思ひました。

それから、14ページ目の「独立施設実施の場合」の3番目のポツなのですが「工夫したり」と前に書いてあるからかと思うのですが「工夫したり」「努めたりすること」と書いてあると思ひますが、努めることはしてほしいので「工夫したり」で「努力したり」ではなくて「努めることが求められます」でいいのではないかと思ひました。

それから、保育者の立場から一番気になるのが重大事故の防止なのですが、ここには「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」がそのまま書いてあるのだと思ひますが、特にプール活動の水遊び中で、一番下のところですが。

誰通は、あまり職員もよく知らない、どういう成育をしてくているのかもよく分かっていないので、通常、保育園に通っているこどもさんたちは、こどももですし、職員もですし、保護者も慣れているので、プールとか、そういう水遊びに関しては、必ず確認の連携があるのです。確認をしているのです。

だから、抜け落ちにくいのですが、誰通のこどもは、これを改めて意識しないと、保護

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

者が必ず確認しておかないと、どんなに元気でも、熱はなくても、入りたいと言っても、入れてはいけないというのがあると思うので、最初に保護者に確認を取ることと必ず入れておいていただいたほうが安全だなと思いました。

以上です。

ありがとうございました。

よろしく申し上げます。

○秋田座長 水嶋構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、秋谷構成員、お願いいたします。

○秋谷構成員 皆さん、おはようございます。

松戸市子ども部保育課の秋谷でございます。よろしく申し上げます。

まず、10月の検討会におきまして、私から総合支援システムについて要望させていただきました。

これまで延べ利用人数の把握はできたものの、実利用人数の把握ができておりませんでした。

その後、システムをすぐに改修していただきました。御対応ありがとうございました。

それでは、私から2点お話しさせていただければと思います。

1点目でございますが、本市における今年度のこども誰でも通園制度の実施状況でございます。

令和7年12月現在、公立保育所6か所、民間保育施設11か所、幼稚園4か所で事業を実施しておりますが、余裕活用型の4施設では、通常保育の定員が充足したことから、合計17か所で事業を継続しているところでございます。

令和7年11月時点の登録者数は433人、延べ利用人数が2,261人、延べ利用時間は6,283時間となっております。

延べ利用人数につきましては、施設数の増加もありまして、令和6年度の年間分と同程度の利用状況となっております。

また、1か月の1人当たりの平均利用時間は7.2時間となっております。

特に登録者数につきましては、昨年度の年間284人に対して約1.5倍に増加しているところでございます。

次に、今後の取組についてでございます。

本市におきまして、このたび、医療的ケア児、障害児、要支援家庭の受入れに関する要領を策定いたしました。

また、これまで受入れ実績のなかった医療的ケアが必要なお子様の受入れを開始する予定となっております。

本市では、平成21年より公立保育所において医療的ケア児の受入れを行ってまいりました。令和7年12月現在では、公立保育所4か所、民間保育園3か所、認定こども園1か所

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

において、合計13名の医療的ケア児を受け入れております。

一方、こども誰でも通園制度におきましては、これまで試行的事業を実施する中、医療的ケア児の受入れにつきましても、制度の特性を踏まえ、利用方法や安全に受け入れることが可能な範囲で慎重に検討してまいりました。

今回は、公立保育所での受入れを予定しております。

民間保育園や認定こども園においても、受入れに向けた検討を進めているところでございます。

利用希望のあったお子様は、令和8年4月から入所希望申請があった中で、こども誰でも通園制度の広報を見たことをきっかけに、本制度の利用を希望され、申請に至ったものでございます。

利用開始は令和8年1月を予定しており、毎週火曜日の定期利用で、時間は午前9時から11時までの2時間の利用を予定しております。

本市といたしましては、こども誰でも通園制度の趣旨を踏まえ、医療的ケア児を含めた支援を必要とするお子様や御家庭に対して、適正かつ丁寧な支援の在り方を今後も検討してまいりたいと思っております。

最後になりますが、こども誰でも通園制度につきましては、こどもたちの成長を支え、保護者の安心につながるるとともに、職員や事業者様にとっても保育の質の向上に役立つ大変意義のある制度だと思っております。ぜひこの取組を通じて、こどもを真ん中に、笑顔あふれる未来を一緒に育てていけたらと考えております。

私からは以上でございます。

○秋田座長 秋谷構成員、ありがとうございます。

次に、原田構成員、その後、小野構成員、阿部構成員、中陳構成員と続いてお願いしたいと思っております。

それでは、原田構成員、お願いいたします。

○原田構成員 石川県七尾市の原田でございます。

3点お話しいたします。

初めに、研修の確認テストについてであります。

資料3の4ページにある各項目の解説が非常に的確であり、理解しやすいと感じたところであります。

今後、保育士資格の有無や経験年数など、受講者に応じた難易度の確認テストや、動画を組み合わせることで、より理解が深まるのではないかと思いました。

次に、資料5-2、手引の改訂の下段にあります、優先利用枠の周知についてであります。

来年度から広域利用が可能になり、住所地外の利用者も受け入れることとなります。

手引では、自分の市町村の住民が適切に支援を受けられるよう、事業者に対して、優先

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

予約枠の設定を求めることが考えられるとあります。

例えば余裕活用型で、6人クラスのうち4人の在籍児童がいる場合、空き枠2人のうち、1人分を優先予約枠に設定できると私は想定しておりました。

しかし、先日、事務局から説明を受けた際に、優先予約枠とは、住所地の方と住所地外の方で予約を開始する時間、日程が違う、そこで差を設けるというような設定を想定しているとお聞きしました。

これについては、全国的に周知をしていかないと、皆さん理解がそれぞればらばらかなと思いますので、決まり次第、周知をお願いしたいと思います。

また、広域利用を考慮すると、今回、総合支援システムの利用活用が原則になるというような変更は自然なことであり、よいと思います。

一方、事業者側には手間がかかるためか、本市ではシステム利用がなかなか進んでいないのが実態であります。

今後、システム改修し、優先予約枠についても設定ができるようになるという聞いております。その際は、事業者には負担がかからないような仕様になるよう、お願い申し上げます。

最後です。

中長期的な課題であります、利用可能時間の見直しについてです。

取りまとめにあるとおり、実施状況を把握、確認しながら、効果検証を継続的に実施することは大切であると思っております。

その検証の際には、保護者や保育士、事業者それぞれの声を聞いていただきたいと思っております。

保護者にはこどもの変化、保育士には、この制度自体の目的がしっかりと達成できているかどうか、事業者には、提供体制や人材確保の観点など、それぞれの内容を確認した上で、利用可能時間についての見直しを継続的に検討していただきたいと思っております。

私からは以上であります。

○秋田座長 原田構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、小野構成員、お願いいたします。

○小野構成員 皆様、おはようございます。

福岡市役所こども未来局事業調整課の小野でございます。

私からは、これまでこの制度に取り組んだ基礎自治体の職員としての意見をお話いたします。

福岡市は、2年前の未就園児の定期的な預かりモデル事業から参加しました。

初めてのチャレンジで、不安の中、事業を開始しましたが、事業者等の協力もあって、円滑に事業を進めることができ、現在では43事業所、実人数で年間1,000人近くの利用をいただいているところでございます。

事業開始時点は、事業者から保育従事者の負担に関する御意見や御要望を数多くいただ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

いておりましたが、福岡市型として、定期利用が原則、利用時間の拡充、運営費の加算など、独自要素を取り入れることなどにより、事業者にも配慮した仕組みを取り入れた結果、現在では、事業者から、利用児童の成長や保護者の相談対応など、地域の子育て支援に役立っている実感がある、この事業に参加してよかったなどの意見をいただいているところでございます。

また、この2年間、利用者から、同年齢のこどもと遊んでいる姿を見て安心した、保育士に悩みを聞いてもらい、不安感が解消した、自分の家の近くでも実施してほしいといった、事業への感謝や本事業の拡大を求める声を多くいただいております、そのような声が市職員や事業者の励みにもなっているところでございます。

こども誰でも通園制度は、いよいよ来年度から本格実施となり、全国の自治体で実施されることとなります。

基礎自治体の中には、試行的事業に参加していない自治体もあると聞いております。不安の中、来年度からの本格実施に備えているのではないかと思います。

ぜひ法律が改正されたこととか、国の政策だからといったことではなくて、住民の子育て環境をよくする、こどもの育ちを支えるといった志を持って事業を開始していただきたいと考えているところでございます。

また、基礎自治体の取組を支えるためにも、引き続き、こども家庭庁さんや都道府県の支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○秋田座長 小野構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、阿部構成員、お願いいたします。

○阿部構成員 それでは、私からは、まず、愛媛県の状況といたしまして、1点報告を、また、要望について、2点お伝えさせていただきたいと思ひます。

まず、本県の進捗状況を御報告いたします。

認可条例につきましては、20市町のうち18市町、9割が12月議会に上程しております。

確認条例につきましては、8市町が12月、10市町が3月議会に上程予定、2市町は経過措置を活用予定と聞いております。

また、利用時間の上限につきましては、現時点では1市町が上限9時間を適用するという報告を受けております。

「子ども・子育て支援事業計画」におけます量の見込みと確保量につきましては、年内をめどに地方会議に諮る市町が多数を占めておりまして、県といたしましては、来年2月中旬をめどに県計画への反映・公表を考えているところでございます。

というところで、行政機関につきましては、一定の進捗が確認できたところでございますが、児童を受け入れる施設側の理解はというと、まだまだなのかなというような感想を抱いております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

本県のような地方の県におきましては、保育所、認定こども園、幼稚園ともに公立施設が多い。

そうなりますと、公立園を中心にする、また、公立園のみの受入れでスタートする。こういった想定をしている市町がまだ多数のようでございます。

今回、公定価格加算等を明らかにしていただきました。

今後、県も、市町とともに制度への参画、受入れ施設の拡大を特に私立園に向けて働きかけてまいりたいと考えておりますので、国におかれましても、現場を最前線で支えていただいている事業者の目線に立ちまして、情報提供いただくとともに、弾力的かつ柔軟な運用、特に事業者の方の事務負担の軽減を一番に御念頭に置いていただきまして、御検討を進めていただければと存じます。

2点目でございます。

こちらは要望になります。

総合支援システムについての要望でございます。

誰通では、主に利用、また請求事務について活用することを前提に設計されているとお伺いしております。

しかし、こどもの健やかな育ちに寄与するという本制度の趣旨を鑑みますと、園での過ごし方、また、同年齢のこどもとの交流の様子といったこどもの育ちを保護者に伝える機能は非常に重要なのではないかと考えております。

実際、本県におきましても、通常の保育現場にはなりますが、民間事業者開発の園務システムを十二分に活用いたしまして、保護者の満足度と保育士の負担軽減を実現している園が増えてきております。

個人情報保護の観点もございまして、また、制度当初からの導入が困難であることは十分に承知しておりますが、将来的な課題として、園務システムとの機能連携・統合など、保護者や施設にとりまして、利便性の高いシステムとなりますことを、今後のシステム改修、また、ICT環境の整備におきまして、御支援をお願いできればと思います。

最後になります。

最後は、困難を抱えるこどもたち、子育て家庭への支援でございます。

第1回の検討会でもお話しさせていただきましたが、本制度の重要な目的の一つとして、子育て家庭における孤立感や不安感の解消がかなり大きい目的だと考えております。0歳児の子育て家庭にこそ、積極的に制度の利用を促進するべきではないかと考えております。

実際、本県の制度利用対象者の約半数は、0歳児となっております。そのことは、令和7年度から産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に組み込まれたこと、また、令和6年度施行の改正児童福祉法によりまして、家庭支援事業が創設されたことも明らかであると思います。

実際、私ども本県でも、母子保健所管課と産後ケア事業との連携につきまして、具体的

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

な協議、検討を進めているところでございます。このように、困難を抱える子育て家庭の早期発見、未然防止という観点からも、本制度の利用勧奨などを検討するといったこともあり得るのではないかと考えております。

ほかの構成員の皆様や事務局からの回答も一部いただきましたが、各自治体の裁量の範囲などに係る考え方、また、事務処理上の配慮につきましても、今後、早い段階でお示しいただけますと助かります。

以上でございます。

○秋田座長 阿部構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、中陳構成員代理に御発言いただき、その後、尾木構成員、奥山構成員、清原構成員、堀構成員の順にお願いしたいと思います。

それでは、中陳構成員代理、お願いします。

○中陳構成員代理 ありがとうございます。

全国小規模保育協議会理事長の中陳と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、個人の感想になりますが、私自身が医療的ケア児の父親であり、今回、障害児、医療的ケア児の加算拡充をしていただけたことは大変ありがたく考えております。

また、基本分単価、加算分単価の全般の拡充を本当にありがとうございます。保護者支援がかなり充実してきた印象ですので、大変よかったと考えています。

今後の効果検証が大事になると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

戻りまして、御用意した資料の説明になりますが、今回、4点記載させていただいておりますが、最初の3点については、以前から意見させていただいている内容になります。

1点目の施設類型による除外がないようにということで、この点に関してなのですが、自治体によっては、既にそのようなオペレーションになっているところもあると聞いておりますので、令和8年度の事業開始後に、改めて協議会としても情報収集させていただく予定としております。

3点目、対象年齢の意見については、先ほど栗原課長からも御説明の中で触れていただいておりますが、全施設が必須で57日という話ではなく、実施施設が選択できる形にさせていただくことで、家族の困り感が強い出産直後の支援につながるであったり、虐待防止にもつながると考えておりますので、引き続き御検討をお願いいたします。

4点目の意見が、新しく追加している内容になりますが「『施設長及び管理者』と『保育士』に受講してもらいたい研修について研修時間を公定価格に含めてください」というところです。

保育所での研修実施は、短時間であっても、預かりとは別の人員配置のためのシフト調整であったり、事業者負担が発生しています。制度の安定化、実施施設の拡大のため、保育士以外の従事者以外の施設長及び管理者と保育士に受講してもらいたい研修については、研修時間を公定価格の対象にさせていただければと考えております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

以上になります。

○秋田座長 中陳構成員代理、ありがとうございます。

それでは、続きまして、尾木構成員、お願いします。

○尾木構成員 ありがとうございます。

子どもの領域研究所の尾木でございます。

私もこの秋に、幾つかこども誰でも通園制度を実施する事業所を訪問させていただきました。

どちらもすごく工夫されていたわけですが、試行錯誤を重ねて今の形になっていると発言されていて、スタート当初はうまくいかないかもしれないけれども、少し時間をかけながら事業者にとってもやりやすい、利用者にとっても過ごしやすいような体制をつくっているのだと思いました。

その中でも、こどもや保護者の変化を見ながら、大変なことばかりではなくて、やりがいを感じていらっしゃるというような意見もいろいろと聞いておりまして、これまで構成員の皆さんもそういう発言をされたと思いますが、今後のこの事業の発展をすごく期待しているところです。

現在、研修の組立てをさせていただいていますが、先日試行研修をしたときに、参加者は子育て支援研修の対象者というよりは、保育士資格をお持ちの方、あるいは施設長の方とかに参加していただいて、終了後にいろいろとヒアリングをさせていただく中で、これは誤解を招きやすいところなのかもしれないと思ったところがあるので、お伝えしたいと思いますが、手引の53ページから個人情報の取扱いが載っていて、その後、54ページ辺りに、総合支援システムにどういう記載をするかということが書いてあります。

54ページの下の〈各事業所において必要となる詳細な情報やこどもに係る日々の記録〉で、4つ目の○に、こどもの記録について、どういう内容を書くのか、例として「好きな遊びや好きなもの」「身体を動かすことが好きなのか」とか「よく眠る子なのか」というようなことを簡潔な記録として入力して、それを次に利用する事業者も共有することができるというようなことが書かれているわけですが、ここに気になる家庭とか、こどもの発達の状況といったものを入力すると、ほかの事業所、あるいは市町村と共有できるのだと解釈される方もいらっしゃるのです。

ですので、ここは、こういうことを書いてほしいだけではなくて、こういうことは書くべきではないということも明確に入れておかないと、よかれと思って、いろいろな情報を記入される場合もあるのではないかと考えています。

また、特にここの部分については、どなたが入力されるか、分かりません。保育者の方が入力されることが多いかもしれませんが、施設長とか管理者がちゃんと確認するというようなところも入れないと、最初のうちは本当に様々な情報が入れられて、混乱する可能

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

性があるのではないかと思いましたが、お伝えしました。

以上になります。

○秋田座長 尾木構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 ありがとうございます。

子育てひろば全国連絡協議会、認定NPO法人びーのびーの奥山でございます。

このたび、このように取りまとめをいただきまして、ありがとうございます。

公定価格についても、かなり交渉していただけたのかなと感じております。

私はもう20年以上、いわゆる在宅の、育休中の方も含めた在宅の子育て家庭の支援を長く実施してまいりました。

この間全国には、親子の交流の場だけではなくて、就園前のこどもと家庭のための自主保育とか、一時預かりやグループ預かりなどを実施してきた団体が地域にはたくさんあったなと思っております。それは、就労していない御家庭にも、こどもたちの育ちのために必要であったり、親の理解者を増やすために必要だという思いから、実施してきたと思っております。

補助がないので、どうしても利用家庭からお金を頂かなければいけない形だったわけですが、このたび、全ての御家庭に門戸が開かれて、このような形で国が制度をつくってくださったことに感謝を申し上げたいと思います。

一方で、全国で自主的に先行して実施してきた団体さんが、このような制度に移行できるかどうか、少し心配になっております。自治体の皆様には、その辺りの御支援もぜひお願いできればと思っております。

資料に記載の通り、意見書を出させていただいております。

第1に、補助、公定価格につきましては、特に初回面談とか、月1回程度の利用中の面談など、保護者支援の部分を手厚くしていただきまして、ありがとうございます。

第2に、利用時間の10時間のところですが、広域利用が始まるということで、皆さんからも御懸念の点が幾つか出されているかと思いますが、利用料が自治体間で異なる可能性もあるということなどあって、また、先ほどもどちらが優先されるか、住所地のあるところの優先というようなこともあって、その辺りが利用者さんにも理解できるように、御支援いただければと思っております。

また、こども誰でも通園制度の研修について、私も参画させていただいておりますが、いろいろと試行的にやる中で気づかされるが多々あります。

もちろん、保育士資格のない方々が子育て支援研修の中で学んで、参画していただくこと。

それだけではなく、保育園、認定こども園さんで通常保育に関わっていらっしゃる方々も、こども誰でも通園制度の意義を理解していただくために、ぜひ動画や研修教材を御活

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

用いただければと思っております。

最後に、利用者の方々からも、どのように利用できるのかということは、来年スタートすると、いろいろと御意見が出てくるかなとも思っております。

保護者支援という意味でも、総合支援システムや冊子などの活用等、広報媒体も含めまして、いろいろと周知や手続のサポート体制を整えていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田座長 奥山構成員、ありがとうございます。

それでは、清原構成員、お願いいたします。

○清原構成員 ありがとうございます。

杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長の清原慶子です。よろしくお願いいたします。

来年度の本格実施に向けまして、資料1でも示されておりますように、全国の自治体及び事業者の皆様が熱心に準備を進めてくださっています。心から敬意を表し、感謝いたします。

この間、保育政策課の皆さんは、本検討会の皆様の意見に加えて、多様な形で自治体や事業者の皆様の声を聞いてくださっています。

「情報交換2025」という取組がこれまで3回にわたって実施されていて、私も事務局にお願いして、毎回陪席させていただいているのですが、10月27日の場合は、1,134の自治体から1,508名の皆様に参加され、そのうち23名はこども家庭庁の会議室で参加されました。

熊本市と東京都多摩市の皆様が、事業者認定の取組などの事例報告をしていただいて、2時間たっぷり意見交換がなされました。

それらの意見交換とか、構成員の皆様の御意見に触発されて、私は、10月10日の第2回検討会において、5つの具体的な提言をさせていただきましたが、おかげさまで本日の取りまとめ案や手引、公定価格にそれを反映していただいているので、私は、取りまとめ案については、この形で皆様に浸透していただければと思いました。

その上で、6点について改めて意見を申し上げます。

1点目、「研修・人材育成」、そして、「保育・幼児教育の質の確保と職員への配慮」について申し上げます。

制度の質を支えるのは、人です。

私は、動画研修の導入を支持しつつも、一方通行にならないように、理解度を確認するチェックリストの導入や、職員のメンタルヘルスへの配慮をお願いしました。

手引の改訂案において、事業者の取組例として、「研修資材、動画やリーフレット、チェックリスト活用」ということで、先ほども構成員の皆様が言われましたように、チェックリストは、これから個人で学ぶ場合も、グループで学び合う場合にも、大変重要な目当てになると思います。

また、「職員のメンタルヘルスへの配慮」という独立した項目が新設されまして、保育

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

者一人ひとりに負担がかかる可能性を指摘して、管理職による伴走やヒアリングの重要性が説かれています。

2点目、「利用可能時間」について、地域の実情に即した経過措置が提案されています。

まずは、目安として1か月10時間を提示しつつも、人材不足の課題もありますので、「3～10時間未満」ということで、3時間という例示もされています。

これは、今後の効果検証の課題としてもしっかりと位置づけられていますので、まずは多くのこどもたちに経験してもらうために、「3～10時間未満」でスタートするとしても、効果検証を踏まえて、未来への拡充の方向性も示されている点を歓迎したいと思います。

3点目に、「初回面談」についてです。

その重要性を言うだけではなくて、「できれば公定価格で加算を」とお願いしたところ、本日、資料4を見て安堵いたしました。

しっかりと「初回対応加算」が加えられているだけではなくて、「障害児加算の充実」、「医療的ケア児加算の充実」、「要支援家庭のこども加算の充実」が図られるとともに、5つの新設項目のうち「初回対応加算」、そして8番目には「保護者支援面談加算」が加えられました。

事務局の御努力に感謝を申し上げますとともに、これは大きなインセンティブになると思います。こどもまんなかのために、初回面談は極めて重要ですし、その後の丁寧な面談も必要だと思います。

4点目に、「対象年齢満3歳の壁への対応」についても申し上げます。

これは、年度途中で3歳になったこどもの受皿について、前回、私は事務連絡を御紹介しつつ、問題提起をさせていただいたのですが、手引に、「地域の実情に応じた実施」の項目において追記されました。

「市町村は、幼稚園等に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること」や、「満3歳児クラスがない地域においては、その設置を働きかけること」などにより、「こども誰でも通園制度からの円滑な連携・接続に努めること」が考えられますと。

また、「取りまとめ案」において、本件は、「中長期的な課題」として位置づけられるとともに、「幼稚園等に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること」や、先ほどの「設置のない地域に働きかけること」などが明記されています。

既に幼稚園で取り組んでくださっている地域もあることを本当に心強く思います。

ぜひ各地域での地域の実情に応じた具体的な働きかけや取組が進むことを期待します。

なお、愛媛県の事例で、「産後ケアや伴走型子ども・子育て支援の充実との連携」が提案されて、私はそれこそ本当に重要なポイントだと思っています。

また、奥山委員からも提起されました、「利用者が選択できるような伴走支援を」ということが極めて重要で、こども誰でも通園制度一つあれば、何でもこどもが幸せになるわけではないので、ぜひ多様なこども家庭庁のサービスの横連携が進みますこと、それが何

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

よりも地域の現場で進みますように、支援をお願いいたします。

5点目は、「広域利用」、「住民のための優先枠」についてです。

これについても意見を申し上げましたら、それを採用していただきました。

もちろん、優先枠が重要だということもあるのですが、皆様の御意見の中には、「地域格差をなくさなければいけない、利用できる地域と、そうでない地域があることを減らさなければいけない」と。

そうしましたら、公定価格に、このたび、7番目に「特別地域加算」を新設されました。

小規模自治体や離島のある自治体の皆様から、私も直接、そうしたところで取り組みたいのだけれども、何かインセンティブがあればというようなお声を聞いていることを反映していただいたものと、大いに歓迎したいと思います。

最後に、「効果検証の重要性」について申し上げます。

取りまとめの9ページ以降の「第3 中長期的な課題について」また、概要でも「中長期的な課題について」、整理していただいています。

この項目は本当に重要なのですが、どうやって効果検証していくかというときに、こども、乳児がアンケート調査に答えられるわけはありませんから、ここで専門職の保育士や幼稚園教諭が、こどもの声をくみ上げる御努力をしていただかなければいけません。

また、保護者の皆様との対話も必要です。

保育者が日常的に把握する必要性についても確認したいと思いますし「制度の実施状況等を丁寧に把握した上で」という文言を挿入していただいていることはとても重要です。

こども家庭庁の長官官房には、EBPM (Evidence-Based Policy Making) 室があります。

では、そのエビデンスをこども誰でも通園制度ではどのように把握したらよいのかということも、部局を超えて研究していただければと思います。

何よりも、この間の検討会の取組で私が実感したのは、「現場の声を制度の力へ」ということです。

皆様が現場の声をこの検討会、あるいは保育政策課の「情報交換2025」でも届けていただくことによって、現場の声が新しい制度の力になって、この取りまとめに至ったと思っています。

あとは、現場の自治体の皆様がさらにこれまで以上にコミュニケーションを深めていただいて、現場での実践をまたフィードバックしていただいて、よりよい制度にまた高めていく。そういうターニングポイントではないかと思います。

構成員の皆様、ありがとうございます。

そして、保育政策課の皆様、引き続き御検討をよろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○秋田座長 清原構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、堀構成員、お願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

○堀構成員 東京家政大学児童学部児童学科の堀でございます。

事務局の皆様、この間、非常に分かりやすく、また、様々な観点から御検討いただきまして、ありがとうございます。

また、構成員の皆様からも、本日の御発言内容からも、たくさんの学びを得ております。この点についても感謝申し上げます。

私からは、これまでの取りまとめ案等につきましての意見ということよりも、今後、私も含めて、運用が始まってからの課題として考えていきたい点について、3点述べさせていただきます。

まず、私は、現場の先生方と実践の場にいらっしゃる先生方と関わる機会が多いので、その観点からになるかと思うのですが、以前からお伝えさせていただいたように、計画をどのように運用し、記録をどう残していくかに関して、保育の場で捉え方が本当に様々であると思います。

もちろん、これを国が明確に示していくためには、エビデンスも必要になってまいりますし、難しい点も多くあると思うのですが、それがネックになってしまっていないかとか、どの程度、何のために計画が必要なのか、ある程度の記録は必要だと思うのですが、特に熱心な先生方ほど迷ってしまわれるのではないかと、今後、明確に整理していく必要があるのではないかと考えています。

続いて2点目に、先ほどから皆様のお話にもありました、年齢区分についてなのですが、私も、事業所様の経験によって受入れを検討するという方向性も今後はあってもよいのではないかと考えています。

満3歳問題につきまして、高槻市様のほうで具体的に整理していただいて、なるほどと思いましたのと、各自治体や地域によって、満3歳を実施しているところと、していないところは本当に差がありますので、そういうところの受皿をどうするかということも含まれると思います。

これまでもお話の中にありましたように、本制度で全て網羅するのではなく、保護者や事業所の先生方が選択しやすいように、まずは国のほうで大枠を示しつつ、各自治体でフローや実施の様々な仕組みを明示していただくことは、今後、本制度が充実していくためにも必要だろうと考えています。

最後に、3点目になるのですが、研修についてです。

私も研修作りに参画させていただいて、たくさんの学びを得ているところでございます。

先ほど奥山委員からお話がありましたが、いろいろな先生方に手に取っていただきたいと思っています。

例えば保護者支援について、私も、試行研修のときに拝聴し、たくさんの学びがありました。

それをどのように今後、提供できるかということはあると思いますが、キャリアアップ研修と

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

のタイアップとかも考えられると思います。

併せて1点だけ懸念されることがありまして、0～2歳児の経験のない先生方に対して、私は乳児保育を主たる専門としておりますので、その点、お話しする機会が近年、増えていきます。本制度において早期教育を想定することのないようにということは、以前の検討会からお話しさせていただいたのですが、ある熱心な先生のつぶやきとして、2歳が全然椅子に座ってくれないと。

「そのため（椅子に座ってくれるため）に、1歳からできることはないでしょうか」という質問を受けました。熱心な先生のつぶやきではあったものの、制度自体が走り出してしまうと、現場ではそうしたことが起こっていくだろうと考えておりますので、研修などを通してお話ができて、先生方の理解を深めていくことができたらと思っております。

以上でございます。

○秋田座長 堀構成員、ありがとうございます。

それでは、オンラインで森川構成員、続いて、倉石構成員にお願いしたいと思います。

森川構成員、ミュートのようなので、お声をお願いいたします。

○森川構成員 すみませんでした。

聞こえますでしょうか。

ありがとうございます。

○秋田座長 お願いします。

○森川構成員 愛知県子育て支援課の森川でございます。

本日は、途中からの参加となってしまいまして、大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

私から御意見を申し上げたいと思います。

こども家庭庁様におかれましては、本検討会の取りまとめを始め、制度の実施に向けた御支援をいただき、感謝申し上げます。

愛知県におきましても、先月、県内市町村を対象に市町村説明会を開催したところでございまして、こども家庭庁様の担当者の方をお招きし、御講義をいただいたところでございます。この場をお借りし、改めて感謝申し上げます。

それでは、今回の議題につきまして、3点ほど意見を述べさせていただきます。

1点目は、資料5-2の手引の主な改訂事項における優先予約枠の設定についてでございます。

こども誰でも通園制度は、市町村の区域を超えて施設を利用できる仕組みとなっている中、自市町村の住民を優先したいという市町村の御意見を反映していただけたものと思っております。

優先予約枠については、市町村が事業者と円滑に調整が行えるよう、こういった運用が可能であることを通知等により、正式にお示しいただくことを御検討いただければ幸いです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ございます。

なお、こうした優先予約をはじめとする総合支援システムの改修の時期や具体的な運用方法等につきましては、まだ不明な点も多いようですので、早期の情報提供をお願いいたしますとともに、操作研修会の開催など、引き続き、市町村や事業者への御支援をお願いいたします。

2点目は、利用料についてでございます。

利用料については、事業所ごとに設定して、給食代などの実費に加え、事業所の取組にに応じて必要な額を徴収することができるかとされております。

今回、資料4におきまして、利用料標準額300円とお示しいただいておりますが、考え方として、こういった考え方で300円という標準額が算定されているのか、併せてお示しいただければ大変ありがたいと思っております。

4月からの本格実施に向けまして、市町村や事業者が時間的な余裕を持って広報等を始められるよう、なるべく早期の情報提供をお願いできればと考えております。

最後に、3点目でございますが、資料4の公定価格についてでございます。

公定価格につきましては、資料4において基本分の単価及び加算分の単価をお示しいただいたところでございますが、今年度の単価よりも大変増額になっており、この点におきまして、まずはこども家庭庁様の御尽力に感謝申し上げます。

新しい加算も多いため、加算要件の詳細につきましても、なるべく早期に自治体及び事業者への情報提供をお願いできればと思っております。

また、来年度以降の公定価格につきましても、事業所の経営状況や保育士等の処遇改善状況等を踏まえまして、継続的に見直しを行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

どうもありがとうございました。

○秋田座長 森川構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、倉石構成員、お願いいたします。

○倉石構成員 武庫川女子大学の倉石でございます。

この間、事務局の皆様方が本当に尽力いただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

私から気がついたところで、少しお話しさせていただきます。

3点ほどですが、まず、この制度の周知と研修のことです。

構成員の方々がおっしゃっているのですが、自治体の方とお話しすると、施設長がなかなか理解してくれない、施設長の方とお話しすると、現場の方が理解してくださらないということで、構造的な課題があるのかなというところで、この辺はこれからどのように研修を実施していくのかということが1点。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

もう一つは、構成員からお話がありましたが、母子保健の方々が誰通のことを御存じないと。

自治体の中で、伴走型相談支援をされている方が誰通をあまり御存じでないと。

それから、誰通をされている方が伴走型相談支援を御存じないと。

その横のつながりが、しっかりと周知と研修等を通じて行われることが、先ほどからお話が出ている要支援家庭とか、特に0歳児さんの支援では大事なのではないかということで、この辺りの自治体の構造というか、仕組みを課題として理解いただいて、ぜひ国も、今後、組立てについて御検討いただければというところが1点でございます。

2点目は、手引についてなのですが、これも書いていただいととても感謝しているところなのですが、特に今回の公定価格で、保護者支援の価格をしっかりと入れていただいたことは大変意義があるところだと思うのですが、ここに面談記録を残すことが義務づけられているわけですが、では、どんな面談記録を作ればいいのか、残せばいいのかということが恐らく次の課題になってくると思います。

その辺りが手引の中でどのように反映されるのかということも大事でありまして、実は今、研修の試行的なことをやっておりますが、保護者支援のところ、面接記録のことをどのように説明すればいいのかは、私の中では自分の課題として認識しているところがあります。

面談記録だけではなくて、個別計画、指導計画、記録を残すことと手引にはあるのですが、これは議論が必要ですが、例示することが必要なかどうかということになります。

特に施設長の方とか現場の先生方がこの手引を見たときに、文字情報が非常に多くて、実際にやっていくときの例示をすると、創意工夫がなくなってしまうとか、自治体によるオリジナリティーが消えてしまうところは確認しなければいけないことですが、そういうことも、今後、少し手引を発展していただくところでは、現場に下りていくときに、理解が進んでいくのではないかと感じております。これは意見でございます。

3点目は、効果検証については、ぜひ進めていただきたいわけですが、先ほどの要綱の取りまとめ案に、制度の見直しを含めて検討すると書かれているのですが、PDCAという意識をしっかりと位置づけていただいて、そこに効果検証も含まれると思いますので、そういう流れをつくっていただくことで、検証と見直し、成果の確認が循環していくのではないかと思いますので、ぜひそういう認識も改めて共有させていただければと思っています。

以上でございます。

ありがとうございました。

○秋田座長 倉石構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、内野構成員、終わりになりますが、菊地構成員とお願いしたいと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

それでは、内野構成員、お願いいたします。

○内野構成員 全日本私立幼稚園連合会の内野でございます。

公定価格につきましては、大変多様に御配慮いただきまして、ありがとうございます。

今回の誰でも通園制度は、研修も含めまして、あるいは配慮につきましても、私どもとして、現場の保育者に大変な新たな課題への対応を求めるところでございます。

そういたしますと、現行の施設型給付の中にごございます地域区分の加算がないところありますと、利用料について、まとめの中でも、公定価格と併せてという書き出しで、給食代とか食材費といった具体的な実費について、あるいは事業所の取組について必要な額を徴収することができるとしていますが、300円という例示がされております。

地域区分に対する加算がないところがございますので、利用料につきましては、地域の特性に合わせて、最低賃金が地域によって違いますので、これを反映させるような自由度がございませんと、なかなか保育現場の保育者の負担に承えていけないのではないかと懸念しています。

一方で、事業所の取組は、先ほど来、堀先生からも懸念のありました早期教育、あるいは特別なプログラムの実施に対する対価と取られるようなことがあっては望ましくないと思っておりますので、まさに今、改訂されようとしております幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園の教育・保育要領の精神をきちんと踏まえていただいて、これから先の長い人生の礎を築く大事な時期であるということで、三号認定のお子さんと同じように、しっかりと将来を見据えた保育ができるように、まずは安全から始めますが、まずは取り組んでみて、令和9年度以降、そういったところについての取組も義務化、あるいは評価いただくような公定価格にさせていただければありがたいと思っております。

公定価格は、地域区分は100分の20に全て限りなく近づけていくべきだというのが、団体ではございませんが、私個人の持論でございます。

失礼いたします。

ありがとうございます。

○秋田座長 内野構成員、ありがとうございます。

それでは、菊地構成員、いかがでございますでしょうか。

○菊地構成員 ありがとうございます。

菊地です。

私から簡潔に2点、意見させていただきます。

私も研修に携わっております。

先週、収録したのですが、今、尾木委員にも助けていただきながらやっておりますが、総合支援システムの説明の段で、すごくいいシステムだと思っておりますが、ここについて、自治体、市町村によって選択する、使う、使わないというのがあるのだなと改めて私も知りました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

研修の中でも、使っていない市町村に関しては、マイナポータルとか独自のシステムを活用して、そこで進めますと説明の中にも加えているのですが、もう少し強く総合支援システムの活用を依頼していてもいいのではないかと。

そうしないと、それぞれいいですよ、任意で使っていていいですよとなってしまうと、保護者の方たちも、転居したりしたときに、システムがまた変わってしまった、使い方が分からないというように、独自のルールの中で迷ってしまうこともあるかと思います。

私も拝見して、本当にすばらしいシステムだなと思っておりますので、そこを徹底していかれてもよいかと思いました。

2点目は、人員配置についてです。

こちらは、こども家庭庁からも事前に御説明いただいているのですが、給付が変わっていくことによって、いわゆる一般的な保育園と併設しているような場合に、保育の部分の職員さんと誰通の職員さんとが兼務するケースは必ず発生すると思います。

そうしたときに、給付の実績報告などをする際に、常勤換算で何人ということをはっきりと出していくわけですが、私は、必ず勤怠管理の中で全部分けて、パーセンテージも出して、一時預かり事業とか、異なる事業を兼務する場合については全て分けているのですが、それをちゃんとできている施設がどれぐらいあるのかということと、自分でもやってみて、物すごく負担がかかるものでもあります。

処遇改善とか、いろいろなお金の配分に関して、迷う部分もありますし、そこについて、もう少し職員の流動性とか、給付の配分についても柔軟性を持たせていただくのか、それとも、報告しやすいようにしていただくかということ徹底していただくとういことかと思えます。

あまり柔軟にし過ぎてしまうがゆえに、職員さんたちがあっちにも、こっちにも行かされてしまうとか、賃金配分されるべきところがされなくなってしまうということがないように、先生方の不利益のないような配置ルールを整理していただけるとありがたいです。

私からは以上です。

○秋田座長 菊地構成員、どうもありがとうございます。

今、皆様から、いよいよ始まっていくと、より詳細に様々な点を挙げていただくことができました。

また、手引も、これからまた修正等もかかるのかなと思いますが、それでは、例えば300円の根拠などの御質問もございましたので、皆様の御質問や御意見につきまして、事務局からの御回答をお願いいたします。

○栗原課長 本日も多岐にわたる御意見をありがとうございました。

保育政策課長でございます。

たくさんいただいたお話に少しポイントを絞ってコメントするとともに、御質問に対し

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

て答える形でお話しさせていただきたいと思います。

まず、多くの委員の皆様からいただきました制度のPRでございます。

PRといっても、実際に利用者さんにちゃんとつなげるというPRと、そもそもあらゆる関係者、あるいは国民にこの制度がしっかりと知られていないという趣旨でのPRをしっかりとやっていくべきだという2つのお話をいただいたと考えております。

つなげていく部分では、母子保健との連携のところに複数の委員からも御助言をいただいたと考えておりまして、私ども成育局としては、母子保健課も同じ局ですし、同じこども家庭庁ということもありますし、現場ももちろん、全く違う部局でもないという世界の中で、より連携を深めていかなければいけないと思っているところです。

これから4月まで、短い時間ですが、そういった点で、どういうことができるか、しっかりと考えていきたいと思っておりますし、もうちょっと広い意味でのPRの部分は、広報をしっかりとやっていくべきだというお話を以前からいただいているところでございます。

少し御紹介させていただくと、少し前に、これは民間団体がやっているものですが、子育てにまつわる毎年のトレンドについて、賞を与えて、子育てしやすい国を進めていこうということで「ペアレンティングアワード」と皆さんお聞きになられたことがあるかもしれませんが、実は今年度「コト」部門でこども誰でも通園制度が受賞しております。

そういうお話もありますので、御紹介させていただきますというのが一つと、今みたいな話で、様々なところで注目いただいておりますので、こういう機会とかもうまく活用しながら進めていきたいと思っておりますし、政府としても当然、政府広報や、我々は今、動画を作っていますが、新しいものの準備もしておりますし、実は「note」というSNSでの発信チャンネルを持っておりまして、もうちょっとしたら、こども誰でも通園制度の連載が始まる予定ですので、広報はターゲット別にやるのが基本だと思っておりますので、そういうものも絞りながら、取り組んでいきたいと思っておりますし、また皆さんにも御協力いただく部分もあると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、今日の資料でも御紹介させていただいた自治体の準備の状況でございます。

今日、各自治体の委員の皆様からも取組状況などを御紹介いただいたところですが、地域で様々な事情がございまして、今の状況もございまして、いずれにしても、令和8年4月からこの制度をみんなでスタートできるように、都道府県、国、基礎自治体が一緒になって準備を進めていければと思っておりますし、我々も伴走支援に尽くしてまいりたいと思っております。

それから、今、準備している中で、利用料の話と、優先予約の関係も含めて、システムのお話がございました。

まず、システムから申し上げますと、最後、少し御意見もあったところですが、システム利用は、我々はマストだと思っております。

逆に言うと、我々のシステムを使わないことに対して事情があれば、そこをしっかりと

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

解きほぐしていくことが必要だと思っておりますし、自治体さんが使うとしても、事業者さんが使えるようにというのが重要ですので、ここの負担軽減は常に図っていきたいと思っております。

優先予約の話題が幾つか出ましたが、今まさにシステム改修を今年度やることにしておりますので、また詳しいお話を適時、現場の皆さんにお伝えできればと考えております。

それから、利用料につきましては、モデル事業のときから利用料標準は300円とさせていただいて、根拠というよりは、今、この形で進めていく中で、皆さん各自治体でやっているところについて、ここの部分の御意見はそれほど多くないと承知しております。逆に言うと、これぐらいかなということではいただいているとも承知しております。

今回公定価格全体が上がっています。我々の制度上、こども誰でも通園制度の実施に必要な費用を全て公定価格で見るという前提の上で、皆様のそれぞれの園の取組に応じて利用料を取っていく。プラス、実費の部分を取るという世界をつくっておりますので、そういう意味では、全体の負担は、我々の公定価格が上がると、利用料自体の割合は実は減っているということにもなります。そういう形で、今、制度全体をつくり込んでいるところでございます。

300円は、これまでの引き続きというところで今設定しておりますが、お話にあったとおり、これは利用料標準ですので、どのように事業者の皆さんがこれをベースにしながら取っていくか、取れるようにするかは、我々も通知なり、事務連絡でしっかりと考え方をお示ししていきたいと思っております。

これが準備に関わる話ですが、もう一つ、将来の話をいただいたと思っております。

今回、案で示させていただいた取りまとめの中にも書かせていただいているとおりの部分で、対象年齢の部分と、利用時間の部分などについてご意見いただいたと思っております。

ここは、まさに効果検証が重要だということで、今日も何かまるっと、ふわっとやるのではなくて、しっかりとそれぞれに対して、事業者であれば経営情報ですし、保育者であればどういう負担なのか、やりがいなのかということもあると思いますし、何より重要なのが、こどもと保護者の皆さんが実際にどのように変わっているかということ、どのように負担が軽減されるかも含めてだと思っておりますが、こういうところをしっかりと捉えていけるような調査研究なり、何なりで毎年度見ていきたいと考えておりますし、PDCAサイクルは非常に重要ですので、こういう情報を踏まえながら、制度の改善を図っていきたくて考えております。

いずれにしましても、まず、令和8年4月に向けての準備をしっかりとやっていくところと、その先は、当然、それで終わりではないので、現場が動いていく中で、できるだけよりよい制度に進化していけるよう、早速、来年度からも取り組んでいきたいと考えております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

以上でございます。

ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

また、本日、オブザーバーで文部科学省の幼児教育課からも御参加いただいておりますが、何かあれば、よろしく申し上げます。

○石田課長 御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

文部科学省の幼児教育課長でございます。

この制度は、議論の中にもありましたが、我々も一緒になって、周知も含めてしっかりと定着させることが重要だと思っておりますので、また御指導いただきながら進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、皆様には多くの観点から御意見をいただきまして、有意義な時間になったと考えております。

本日いただいた御意見につきましては、事務局において、引き続き、検討事項はかなりありますが、改めてお願いいたしたいと考えております。

そして、資料の取りまとめ案につきましては、本日の議論を十分に踏まえて、必要に応じて修正、追記をした上で、本検討会の取りまとめという形にさせていただきたいと思っております。

なお、この修正等につきましては、座長一任とさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○秋田座長 ありがとうございます。

皆様、うなずいてくださって。

オンラインの方もよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、皆様方におかれましては、様々な角度から多くの御意見を賜りましたこと、御礼申し上げます。

そこで、ここで中村成育局長より御発言をいただきたいと思っております。

中村局長、よろしく願いいたします。

○中村局長 ありがとうございます。

本日は遅くなって、申し訳ございませんでした。

いろいろと御意見をいただいたということで、今、栗原からの回答を見て、一旦は分かりましたが、終わってからYouTube等できちんとフォローさせていただきたいと思っております。

本当にありがとうございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

あと、今、栗原が言ったアワードはこれです。私が代表で頂きましたが、本当は、皆様と現場で頑張っている方のたまものだと思っておりますので、代理として受賞させていただきました。ありがとうございます。

我々こども家庭庁が発足して3年目でございますが、未来戦略という大きなパッケージの下でスタートした事業もございますが、その中でも、それぞれ大事な事業であります。こども誰でも通園制度は、歴史的な大きなステップだと思っております。

今まで制度がなかったところに、0～2歳の保護者さんが、就労をされていない場合でも、こどもが通える場をつくるというこれまでなかったもの、ニーズはあったのだと思うのですが、いろいろな方の御協力もあって、形になったということで、ようやくここまで来たかという思いもございますし、我々こども家庭庁はこどもまんなかをやっておりますが、その典型でもあると思っております。

就労の有無は、親御さんの状況でございます。それによって保育園と幼稚園があって、そこを大分マージしていこうということもございますが、こどもの立場からすると、0～2歳であっても、意識がどれだけあるかは別として、こどもの立場からしても、親の状況に限らず、なるべく同じような体験、経験をするのは大事なことだと思っております。そういう意味でも、こども家庭庁の一つの重要なミッションと重なり合うものがこども誰でも通園制度だったと思っております。

今年7月に局長になったときも、来年4月、本当にこれがスタートするのかが心配事の一つございましたが、今日、御報告させていただいたとおり、多くの現場の自治体の御協力もあって、進捗はしたと思っておりますし、これからさらに年明け3か月、頑張らなければいけないところはございますし、逆に、景色と似ていまして、近くに来れば来るほど、いろいろと見えていなかったものが見えるところもあって、今日もいろいろと御意見をいただいたと思っております。

そこをしっかりと詰めていきたいと思っておりますし、現場は本当に大変だと思っておりますので、逆に4月までにきちんとやるべきことと、4月以降、また状況を見ながらより改善していくことと、今日の議論も踏まえて、かなりそこも整理できたと思っておりますので、スタートするときは、一定の形はできると思っております。

ただ、まだまだ改善しなくてはいけないところは、しっかりとまさに現場でやっていただいて、こういうことをもっとできないのかという意見はいっぱい出てくると思っておりますので、そういうものを踏まえながら育てていきたいと思っております。

そういうことで、皆さまは、こども誰でも通園制度の生みの親でもあり、育ての親だと思っておりますので、どうか引き続き御指導のほど、よろしく願いいたします。

本当にありがとうございました。

○秋田座長 中村局長、どうもありがとうございます。

こども誰でも通園制度につきましては、令和5年度の試行的事業の在り方に関する検討

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

会から始まりまして、本年度まで活発な御議論を継続的にいただいております。

そして、いよいよ来年度より、全国で本格実施を迎えることとなります。初めての新たな制度がここで生まれていくこととなります。

本日の検討会をもって、議論は、一つの節目が今日でございます。

こども家庭庁におかれましては、引き続き、関係者の御意見を直接聞きながら、この制度を一層よりよいものにしていただきまして、ラストスパートをかけていただいて、御尽力いただければと思いますし、構成員の皆様お一人お一人も、周知をはじめ、いろいろな御尽力を賜りまして、本格実施に向かってまいりたいと思います。

本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

オンラインの皆様も御参加ありがとうございました。

これにて閉会といたします。

ありがとうございました。